

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
平成30年度	人 686,126	千円 463,359,595	千円 7,927,833	千円 121,301,506	% 26.2	% 25.5

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 12,569	千円 56,292,247	千円 7,933,293	千円 20,202,456	千円 84,427,996	千円 6,717	千円 7,182

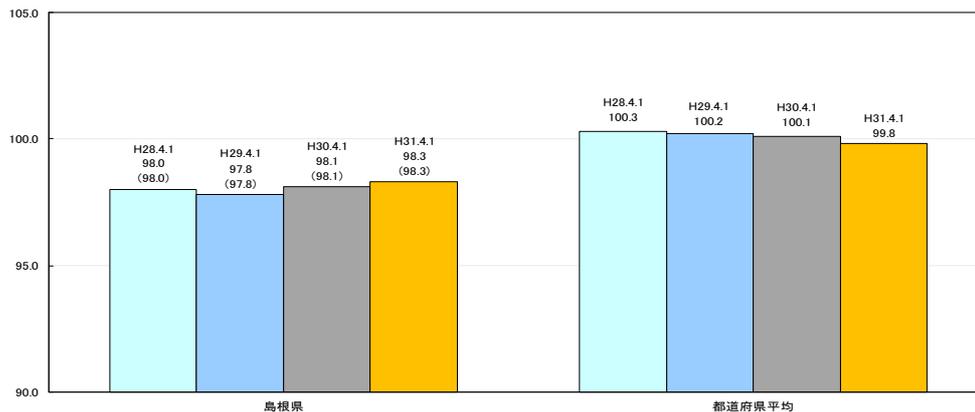
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成29年島根県条例第7号）に基づき、平成31年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 給与改定の状況（平成31年4月1日実施）

(7) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成31年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成31年度	円 359,660	円 359,261	円 399 0.11%	% 0.11	% 0.11	% 0.09

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(4) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成31年度	月 4.13	月 4.10	月 0.03	月 0.05	月 4.15	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%（最大約4%）引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(4) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）

(7) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	43.2歳	325,409円	399,222円	352,983円
国	43.4歳	329,433円	－円	411,123円
都道府県平均	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円

(4) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.7歳	385,073円	437,697円
都道府県平均	44.8歳	374,301円	438,678円

(7) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.6歳	374,093円	418,332円
都道府県平均	42.7歳	358,882円	416,270円

(4) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
-----	------	--------	--------	------------------

島根県	38.3歳	321,666円	428,350円	348,599円
国	41.4歳	318,875円	－円	376,765円
都道府県平均	38.4歳	321,712円	461,961円	370,144円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	181,711円	180,700円
	高校卒	149,432円	148,600円
高等学校教育職	大学卒	203,432円	－
小・中学校教育職	大学卒	203,432円	－
警察職	大学卒	211,075円	209,700円
	高校卒	175,376円	171,200円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,536円	349,258円	379,321円	398,097円
	高校卒	222,183円	299,083円	344,116円	366,397円
高等学校教育職	大学卒	313,915円	395,733円	422,661円	435,180円
小・中学校教育職	大学卒	314,223円	392,007円	411,925円	422,931円
警察職	大学卒	282,016円	397,359円	423,622円	423,079円
	高校卒	256,867円	344,454円	387,288円	415,259円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

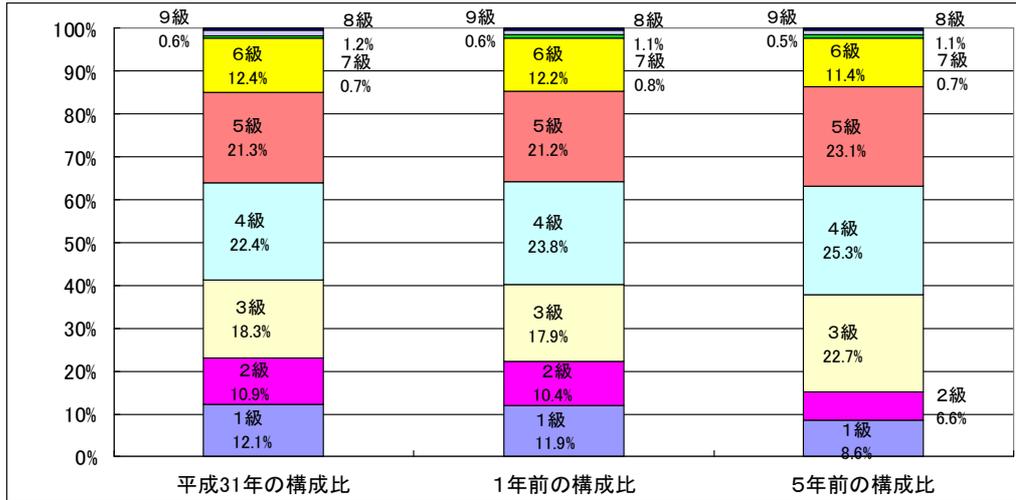
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	447人	12.1%	144,906円	248,986円
2 級	主任主事、主任技師	404人	10.9%	195,086円	305,903円
3 級	主任	677人	18.3%	231,288円	351,960円
4 級	企画員	828人	22.4%	264,472円	383,133円
5 級	グループリーダー	788人	21.3%	290,517円	395,200円
6 級	課長	459人	12.4%	320,987円	412,497円
7 級	課長	25人	0.7%	364,932円	447,391円
8 級	次長	44人	1.2%	410,385円	471,224円
9 級	部長	22人	0.6%	460,967円	530,454円

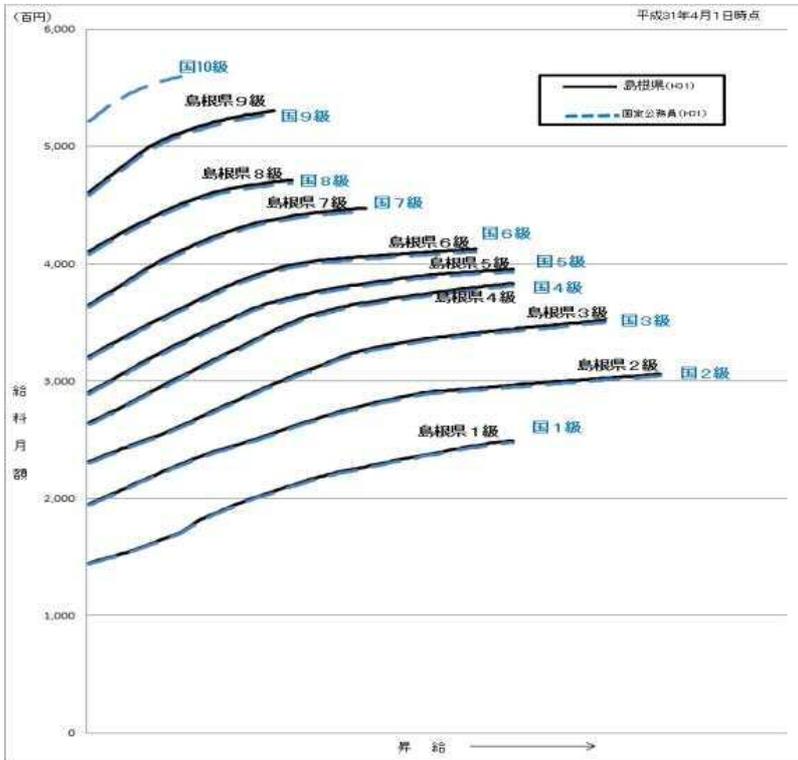
(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給

料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（島根県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県				国	
1人当たり平均支給額（平成30年度）				—	
1,469千円					
（平成30年度支給割合）				（平成30年度支給割合）	
期末手当		勤勉手当		期末手当	
2.40月分		1.70月分		2.60月分	
(1.25)月分		(0.90)月分		(1.45)月分	
(0.90)月分				(0.90)月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%		管理職加算 15～25%		役職加算 5～20%	
				管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
2,159千円		21,873千円			

（注）「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度）			58,813千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）			625,673円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
東京都（特別区）	20%	27人	20%	
大阪府大阪市	16%	9人	16%	
愛知県名古屋	15%	2人	15%	
京都府京都市	10%	1人	10%	
広島県広島市	10%	11人	10%	

広島県呉市	4.4%	3人	0%
広島県尾道市	4.4%	1人	0%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,517人	0%
医師・歯科医師	16%	34人	16%
平均支給率		15.7%	15.5%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.1 (98.1)

(注) 1 広島県呉市の3人及び同県尾道市の1人の計4人は、地方自治法第252条の17の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき広島県の関係規定により地域手当を支給している。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度）		607,566千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）		83,675円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		57.6%
手当の種類（手当数）		58
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		漁獲手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	2,681,038千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	509千円
支給実績（平成29年度）	2,616,169千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	502千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (平成30年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 1,584,547	円 251,196
住居手当	借家・借間居住者	同じ	—	千円	円

	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)			720,292	274,188
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千円 1,184,772	円 107,726
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 285,840	円 440,431
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 80,357	円 1,317,333
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 939,469	円 666,763
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 183,611	円 443,505
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 81,757	円 197,482
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 322,158	円 354,409
へき地に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 41,467	円 147,568
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 10,590	円 116,375
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 21,398	円 85,937
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 489,239	円 64,929
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額	千円 191,260	円 87,413

			の算出方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 60,911	円 69,138
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～30,000円	同じ	—	千円 416,053	円 179,179
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 10,102	円 29,452
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 31,090	円 222,072
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,116,000円（1,240,000円）		
	副知事	892,400円（970,000円）		
報酬	議長	940,000円		
	副議長	820,000円		
	議員	760,000円		
期末手当	知事	（平成30年度支給割合）		
	副知事	3.20月分		
	議長	（平成30年度支給割合）		
	副議長	3.20月分		
退職手当	知事	（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	副知事	124万円×在職月数×0.494	2,940.29万円	任期毎
	備考	97万円×在職月数×0.349	1,624.94万円	任期毎
	備考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

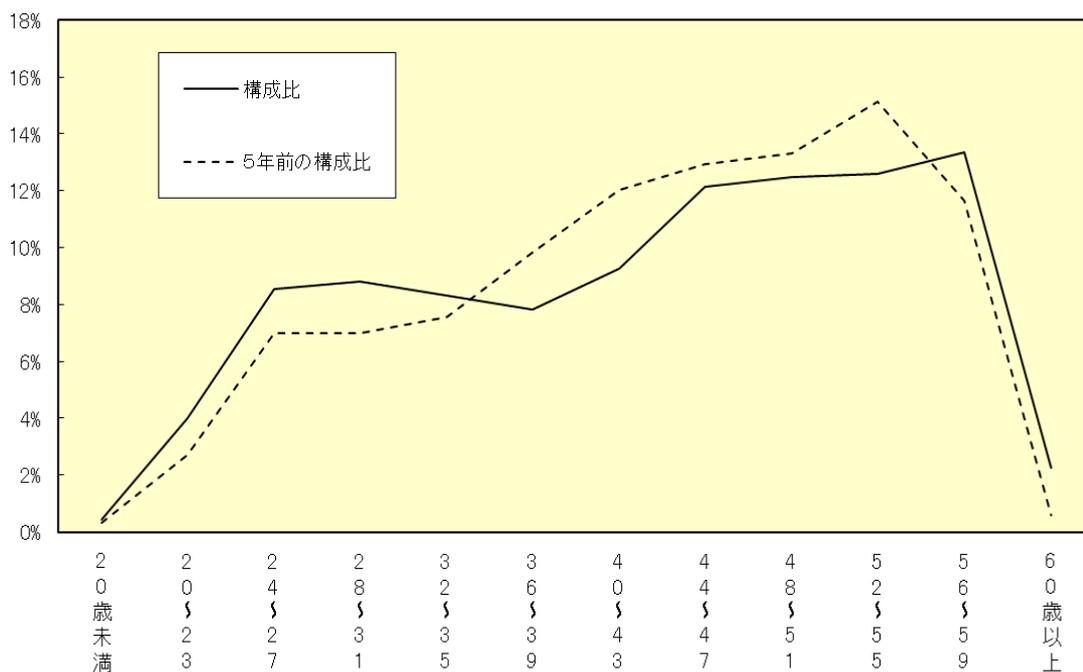
(単位：人)(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	平成30年		
普 通 会 部 計	一 般 行 政 部	議 会	21	21	0	スポーツ行政一元化等による増 各種計画策定等による業務増
		総 務	521	505	▲ 16	
		税 務	108	110	▲ 2	
		民 生	241	241	0	
		衛 生	465	460	▲ 5	
		労 働	52	52	0	
		農林水産	908	907	▲ 1	
		商 工	186	182	▲ 4	
	土 木	786	790	▲ 4		
		計	3,288	3,268	20	(参考：人口10万当たり職員数 473.54人)
部 門	教育部門		7,451	7,470	▲ 19	生徒数減による学級数の減少
	警察部門		1,835	1,831	▲ 4	
	小 計		12,574	12,569	5	(参考：人口10万当たり職員数1,810.90人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		1,162	1,114	▲ 48	看護師等の増
	水 道		20	20	0	
	下水道		20	19	▲ 1	
	その他		81	79	▲ 2	
	小 計		1,283	1,232	▲ 51	
合 計			13,857 [15,248]	13,801 [15,271]	56 [▲ 23]	(参考：人口10万当たり職員数1,995.67人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	58人	553人	1,185人	1,221人	1,155人	1,084人	1,283人	1,681人	1,731人	1,746人	1,850人	310人	13,857人

ウ 職員数の推移

（単位：人・%）

部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,269	3,268	3,239	3,260	3,268	3,288	19 (0.6%)
教育	7,620	7,613	7,605	7,554	7,470	7,451	▲169 (▲2.2%)
警察	1,815	1,817	1,820	1,825	1,831	1,835	20 (1.1%)
消防							
普通会計計	12,704	12,698	12,664	12,639	12,569	12,574	▲130 (▲1.0%)
公営企業等会計計	1,125	1,140	1,154	1,194	1,232	1,283	158 (14.0%)
総合計	13,829	13,838	13,818	13,833	13,801	13,857	28 (0.2%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(4) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成30 年度	千円 1,918,615	千円 35,343	千円 162,653	% 8.5	% 9.3

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 21	千円 80,826	千円 15,700	千円 30,636	千円 127,162	千円 6,055	千円 6,931

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.2歳	333,274円	501,107円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)				島 根 県			
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,459千円				1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		1.70 月分		2.40 月分		1.70 月分	
(1.25)月分		(0.90)月分		(1.25)月分		(0.90)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20%		役職加算		5～20%	
管理職加算		15～25%		管理職加算		15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)				島 根 県			
(支給率) 自己都合		勸奨・定年		(支給率) 自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)				定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			
1人当たり平均支給額		22,457千円		1人当たり平均支給額		2,159千円 21,873千円	

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給総額（平成30年度）	487千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	34,785円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	66.6%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	4,498千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	237千円
支給実績（平成29年度）	5,782千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	289千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 3,620	円 241,333
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 324	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,995	円 166,398
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 876	円 438,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,627	円 813,600
特勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署	同じ	—	実績なし	実績なし

務手当	に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 729	円 81,035
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 538	円 89,675
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円~30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	千円 5	円 5,000

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 188,383	千円 13,464	千円 23,261	% 12.3	% 13.7

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 3	千円 9,706	千円 2,970	千円 3,470	千円 16,146	千円 5,382	千円 6,560

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	34.9歳	291,588円	450,096円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(工業用水道事業)	島根県
--------------	-----

1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,157千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円
（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.70月分 (1.25)月分 (0.90)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.70月分 (1.25)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		22,457千円	1人当たり平均支給額		2,159千円 21,873千円

（注）「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給総額（平成30年度）	435千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	145,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	316千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	105千円
支給実績（平成29年度）	317千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	106千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ	—	千円	円

	子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円			310	155,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 294	円 294,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 325	円 108,400
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 630	円 209,991
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 660	円 219,977
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円				
---	--	--	--	--

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30 年度	千円 2,091,770	千円 79,369	千円 513,848	% 24.5	% 23.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 62	千円 243,992	千円 61,326	千円 93,232	千円 398,550	千円 6,428	千円 6,872

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.5歳	351,343円	538,685円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(電気事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,504千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,469千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.70月分 (0.90)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.70月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成31年4月1日現在)

島根県(企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 22,457千円			1人当たり平均支給額 2,159千円 21,873千円		

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度)		908千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)		908,298円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給総額(平成30年度)	1,168千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	35,393円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	53.2%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度)	27,440千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	538千円
支給実績(平成29年度)	19,490千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	398千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 8,884	円 240,095
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 3,133	円 261,042
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 6,823	円 126,359
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ	異なる	加算額が異なる(国:距離に	千円 2,556	円 511,200

	ロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）		より5,000円～70,000円）。		
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,702	円 770,160
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,424	円 61,901
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,172	円 46,881
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 116	円 12,889

(イ) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 201,071	千円 41,707	千円 0	% 0	% 0

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 2	千円 7,342	千円 957	千円 2,735	千円 11,034	千円 5,517	千円 7,212

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	25.5歳	205,494円	303,445円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（宅地造成事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成30年度）		1人当たり平均支給額（平成30年度）	
1,367千円		1,469千円	
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.70月分	2.40月分	1.70月分
(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		22,457千円	1人当たり平均支給額		2,159千円 21,873千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給総額（平成30年度）	10千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	5,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	842千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	421千円
支給実績（平成29年度）	616千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	308千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外

勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借同居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 105	円 104,980
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により5,000円～70,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額	実績なし	実績なし

	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100		の算出方法が異なる。		
宿 日 直 手 当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(4) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30 年度	千円 21,719,314	千円 ▲921,509	千円 9,975,959	% 45.9	% 44.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 1,077	千円 4,315,381	千円 2,511,660	千円 1,549,757	千円 8,376,798	千円 7,778	千円 7,617

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	44.5歳	559,828円	1,475,784円
看 護 師	35.5歳	296,231円	457,712円
事務職員	37.5歳	281,516円	410,145円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,253千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.70 月分	期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.70 月分

(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		816千円 20,880千円			2,159千円 21,873千円

(注) 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度）			145,445千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）			892,301円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16%	144人	0%
県内全市町村	0%	1,018人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給総額（平成30年度）	356,373千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	348,701円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	91.8%
手当の種類（手当数）	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	792,951千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	769千円
支給実績（平成29年度）	751,991千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	748千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	千円	円

	子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円			102,870	223,146
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 120,348	円 276,029
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 50,111	円 61,411
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円~70,000円)。	千円 1,356	円 452,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円~414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 569,948	円 3,562,177
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円~146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 40,778	円 886,479
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 17,948	円 67,728
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 77,954	円 115,487
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円~30,000円	同じ	—	千円 134,415	円 503,425
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円	同じ	—	千円 87	円 12,429

(実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円				
---	--	--	--	--

(8) 退職者(管理職)の再就職状況

平成30年度末退職者(管理職)の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	非常勤嘱託職員	臨時職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	83	58	27	0	0	23	0	8
教育職員	13	11	8	2	0	1	0	0
警察職員	14	14	0	0	0	11	0	3
計	110	83	35	2	0	35	0	11

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、令和元年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者

4 「非常勤嘱託職員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された者

5 「臨時職員」とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者

6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。

7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体

8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員